

《幼児教育・保育の無償化》

利用施設別のご案内

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。

幼児教育・保育の無償化の実施方法は、利用される施設・事業所ごとに異なりますので、該当するページを御確認ください。



京都市
CITY OF KYOTO

【目 次】

- 0 用語の説明など
- 1 民営保育園
- 2 市営保育所
- 3 認定こども園（保育園部分【2・3号認定】）※地域型保育事業を含む
- 4 認定こども園（幼稚園部分【1号認定】）
- 5 私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）・国立幼稚園
- 6 新制度に移行した私立幼稚園
- 7 市立幼稚園
- 8 認可外保育施設等
認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリーサポート事業
- 9 企業主導型保育事業所
- 10 障害児通所・入所施設

参考 「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」について

別紙 保育が必要な理由



【用語の説明】

この御案内で使用している用語の定義は以下のとおりです。

<歳児>

0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	満3歳になった日(誕生日の前日)から最初の3月31日までの間の子ども

<認定>

教育・保育 給付認定	保育園(所)、認定こども園、地域型保育事業所、新制度に移行した私立幼稚園、市立幼稚園等を利用するために必要な認定
1号認定	満3～5歳児が、新制度に移行した私立幼稚園、市立幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育園(所)、認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育園(所)、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所を利用するために必要な認定

施設等利用 給付認定	私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新1号認定	満3～5歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)の保育料のみの無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号認定	保育を必要とする理由(別紙参照)に該当する3～5歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号認定	市民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由(別紙参照)に該当する0～2歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定


<食材料費>

給食材料費	給食やおやつを提供に要する材料費
主食材料費	給食材料費のうち、主食(御飯・パン・麺類等)に係る材料費
副食材料費	給食材料費のうち、副食(おかず・おやつ・お茶等)に係る材料費

副食材料費の支払免除制度・補足給付事業に用いる市民税所得割額について

- ① 政令指定都市にお住まいの方の市民税所得割額
平成30年度分から京都市など政令指定都市の市民税率が6%から8%に変更されましたが、副食材料費の支払免除制度や補足給付事業の対象者の選定には旧税率(6%)を用います。
1月1日時点で政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、市民税所得割額に6/8を乗じて計算し直してください。
- ② 年度切替の時期
副食材料費の支払免除制度や補足給付事業の対象者は、4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度の市民税所得割額により選定します。
- ③ 税額控除
副食材料費の支払免除制度や補足給付事業の対象者の選定に用いる市民税所得割額に、税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄付金税額控除、外国税額控除に限る)は適用されません。これらの税額控除の適用を受けられている方は、市民税所得割額にこれらの控除額を足した金額が選定に用いる税額となります。

子育てのための施設等利用給付認定の申請について

- ① 認定申請書等の入手方法
 - ・ 京都市のホームページ「京都市情報館」からプリントアウト
 トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 子育てのサポート (保育園・学童クラブなど)
 ⇒ 乳幼児 (0～5歳) ⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 申請様式
 ⇒ 幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請について (保護者向け)
- 
- URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>
- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室で受け取り
 - ※ 4月に幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入園の方は、各園から認定申請書等を配布 (京都市内の園及び市外の一部の園に限る。)
- ② 認定申請書等の提出方法
 - ・ 郵送で提出
- <送付先>
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 3階
京都市幼児教育・保育無償化事務集中室
- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室に持参

1 民営保育園

歳児		0～2歳児	3～5歳児
①	保育料	市民税非課税世帯と 世帯内第2子以降は無料	無料
②	給食材料費	保育料の一部として市に支払 い	保育園に支払い ※ ただし、下記②(1)の対象者は 副食材料費の支払免除
③	無償化のための手続き	不要	

① 保育料について

0～2歳児：市民税非課税世帯の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和元年10月から無料
世帯内第2子以降の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和7年4月から無料

※ 保育料の算定に用いる子どもの人数のカウント方法はこれまでと変わりありません。

3～5歳児：保育短時間・保育標準時間の方全員の保育料が無料

※ 時間外保育の利用料については、全ての歳児において、無償化に係る給付の対象外(有償)です。

② 給食材料費について

0～2歳児：保育料の一部として京都市に支払い（保育料が無料の場合は給食材料費も無料）

3～5歳児：保育園に支払い

※ ただし、下記(1)の対象者は、給食材料費のうち副食材料費(おかず等の材料費)の支払免除

※ 各園にお支払いいただく金額は、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して、各園が定めます。
各園の給食材料費の金額は、各園に御確認ください。

※ 主食(御飯・パン・麺類等)については、現物持参の園もあります。

<3～5歳児の副食材料費の支払免除制度>

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が57,700円未満。ひとり親世帯等においては77,101円未満。)の世帯
- ・ 同時入所の3人目以降

- ・ 年収640万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が169,000円未満。)の世帯のうち、子どもが同一世帯に3人以上いる場合の3人目以降

※ 免除対象者には、園を通じて京都市からお知らせを送付します。

(2) 免除方法

給食材料費のうち、副食材料費の園への支払いが免除されます。

③ 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。



2 市営保育所

歳児		0～2歳児	3～5歳児
①	保育料	市民税非課税世帯と 世帯内第2子以降は無料	無料
②	給食材料費	保育料の一部として市に支払 い	京都市に支払い ※ ただし、下記②(1)の対象者は 副食材料費の支払免除
③	無償化のための手続き	不要	

① 保育料について

0～2歳児：市民税非課税世帯の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和元年10月から無料
世帯内第2子以降の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和7年4月から無料

※ 保育料の算定に用いる子どもの人数のカウント方法はこれまでと変わりありません。

3～5歳児：保育短時間・保育標準時間の方全員の保育料が無料

※ 時間外保育の利用料については、全ての歳児において、無償化に係る給付の対象外(有償)です。

② 給食材料費について

0～2歳児：保育料の一部として京都市に支払い（保育料が無料の場合は給食材料費も無料）

3～5歳児：京都市に支払い

※ ただし、下記(1)の対象者は、給食材料費のうち副食材料費(おかず等の材料費)の支払免除

※ 京都市にお支払いいただく給食材料費は、各保育所を通じてお知らせします。

<3～5歳児の副食材料費の支払免除制度>

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が57,700円未満。ひとり親世帯等においては77,101円未満)の世帯
- ・ 同時入所の3人目以降
- ・ 年収640万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が169,000円未満。)の世帯のうち、子どもが同一世帯に3人以上いる場合の3人目以降

※ 免除対象者には、保育所を通じて京都市からお知らせを送付します。

(2) 免除方法

給食材料費のうち、副食材料費の京都市への支払いが免除されます。

③ 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。



3 認定こども園（保育園部分【2・3号認定】）

※ 地域型保育事業を含む

歳児		0～2歳児	3～5歳児
①	保育料	市民税非課税世帯と世帯内第2子以降は無料	無料
②	給食材料費	保育料の一部として園に支払い	認定こども園に支払い ※ ただし、下記②(1)の対象者は副食材料費の支払免除
③	無償化のための手続き	不要	

① 保育料について

0～2歳児：市民税非課税世帯の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和元年10月から無料
世帯内第2子以降の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和7年4月から無料

※ 保育料の算定に用いる子どもの人数のカウント方法はこれまでと変わりありません。

3～5歳児：保育短時間・保育標準時間の方全員の保育料が無料

※ 時間外保育の利用料については、全ての歳児において、無償化に係る給付の対象外(有償)です。

② 給食材料費について

0～2歳児：保育料の一部として認定こども園に支払い
(保育料が無料の場合は給食材料費も無料)

3～5歳児：認定こども園に支払い

※ ただし、下記(1)の対象者は、給食材料費のうち副食材料費(おかず等の材料費)の支払免除

※ 各園にお支払いいただく金額は、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して、各園が定めます。
各園の給食材料費の金額は、各園に御確認ください。

※ 主食(御飯・パン・麺類等)については、現物持参の園もあります。

<3～5歳児の副食材料費の支払免除制度>

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が57,700円未満。ひとり親世帯等においては77,101円未満)の世帯
- ・ 同時入所の3人目以降
- ・ 年収640万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が169,000円未満。)の世帯のうち、子どもが同一世帯に3人以上いる場合の3人目以降

※ 免除対象者には、園を通じて京都市からお知らせを送付します。

(2) 免除方法

給食材料費のうち、副食材料費の園への支払いが免除されます。

③ 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。



4 認定こども園（幼稚園部分【1号認定】）

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定	1号認定	1号認定+新2号認定	1号認定+新3号認定
① 保育料	<u>無料</u>		
② 預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支給	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限16,300円)として支給
③ 給食材料費	認定こども園に支払い ※ ただし、下記③(1)の対象者は副食材料費の支払免除		
④ 無償化のための手続き	不要	お住まいの市町村への認定申請が必要	

① 保育料について

認定こども園(幼稚園部分)に通われる方全員の教育標準時間の保育料が無料となります。

② 預かり保育について

- (1) 対象者
 - 3～5歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照
 - 満3歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照で、かつ市民税非課税世帯の方
- (2) 対象経費
 - 預かり保育の利用料
- (3) 支給上限額
 - 3～5歳児：月あたり利用日数×450円（ただし月額上限11,300円）
 - 満3歳児：月あたり利用日数×450円（ただし月額上限16,300円）
- (4) 支給方法
 - 各園が定める利用料をいったん園にお支払いいただいた後、各園からの報告をもとに京都市から無償化に係る給付費が保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。（給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。例：10月～12月分の利用料に係る給付費は、3月頃に振り込まれます。）
- (5) 認可外保育施設等との併用
 - 通われている認定こども園が以下のいずれかの要件に当てはまる場合、預かり保育の支給上限額から預かり保育に係る無償化の支給額を差し引いた残りの額を上限として、併用して利用される認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
 - 通常の教育期間(夏休み等の長期休業期間以外)における平日の開園時間(教育時間と預かり保育実施時間の合計)が8時間未満
 - 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満
 - ※ 認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となるか否かは、各園に御確認ください。
 - ※ 併用できる施設・事業：認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業

③ 給食材料費について

満3～5歳児：認定こども園に支払い

- ※ ただし、下記(1)の対象者は、給食材料費のうち副食材料費(おかず等の材料費)の支払免除
- ※ 各園にお支払いいただく金額は、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して、各園が定めます。各園の給食材料費の金額は、各園に御確認ください。
- ※ 給食を提供していない園(主食のみ現物持参の園)もあります。

<満3～5歳児の副食材料費の支払免除制度>

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満)の世帯
 - ・ 小学校3年生以下のきょうだいから数えて3人目以降
- ※ 免除対象者には、園を通じて京都市からお知らせを送付します。

(2) 免除方法

給食材料費のうち、副食材料費(おかず等の材料費)の園への支払いが免除されます。

④ 無償化のための手続きについて

預かり保育の無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新2号認定 新3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類



5 私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）・国立幼稚園

平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園(私学助成を受けている私立幼稚園、国立大学附属幼稚園(京都市内では京都教育大学附属幼稚園))です。通われる幼稚園が新制度の適用を受ける幼稚園か否かは、各園に御確認ください。

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定	新1号認定	新2号認定	新3号認定
① 保育料	月額 25,700 円を上限として支給		
② 預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支給	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限16,300円)として支給
③ 副食材料費	下記③(1)に該当する方は補足給付事業の対象		
④ 無償化のための手続き	お住まいの市町村への認定申請が必要		

① 保育料について

- (1) 対象者
私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)・国立幼稚園に通われる方全員
- (2) 対象経費
保育料・入園料
※ 入園料は、支払った年度の幼稚園在籍月数(4月入園であれば12箇月)で割った額を月額保育料に加算します。
※ 保育料や入園料に以下に掲げる費用が含まれている場合、その部分については無償化に係る給付の対象外です。
○ 日用品費や制服費 ○ 行事費 ○ 食材料費 ○ 通園送迎費 ○ 保護者会・PTA会費
- (3) 支給上限額
月額 25,700 円 ※ 国立大学附属幼稚園の上限額は月額 8,700 円
- (4) 支給方法
各園が定める保育料等をいったん園にお支払いいただいた後、各園からの報告をもとに京都市から無償化に係る給付費が保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。(給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。例：10月～12月分の保育料に係る給付費は、3月頃に振り込まれます。)

② 預かり保育について

- (1) 対象者
3～5歳児：保育が必要な理由に該当する方 **別紙参照**
満3歳児：保育が必要な理由に該当する方 **別紙参照**で、かつ市民税非課税世帯の方
- (2) 対象経費
預かり保育の利用料
- (3) 支給上限額
3～5歳児：月あたり利用日数×450円(ただし月額上限11,300円)
満3歳児：月あたり利用日数×450円(ただし月額上限16,300円)

(4) 支給方法

各園が定める利用料をいったん園にお支払いいただいた後、各園からの報告をもとに京都市から無償化に係る給付費が保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。(給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。)

(5) 認可外保育施設等との併用

通われている幼稚園が以下のいずれかの要件に当てはまる場合、預かり保育の支給上限額から預かり保育に係る無償化の支給額を差し引いた残りの額を上限として、併用して利用される認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

- 通常の教育期間(夏休み等の長期休業期間以外)における平日の開園時間(教育時間と預かり保育実施時間の合計)が8時間未満
- 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

※ 認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となるか否かは、各園に御確認ください。

※ 併用できる施設・事業：認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業

③ 副食材料費の補足給付事業について

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満)の世帯
- ・ 小学校3年生以下のきょうだいから数えて3人目以降

(2) 対象経費

給食材料費のうち、副食材料費(おかず等の材料費)

(3) 支給上限額

月あたり給食提供日数×日額単価(ただし月額上限4,800円)

※ 日額単価は、各園によって異なりますので、各園に御確認ください。

(4) 支給方法

副食材料費をいったん園にお支払いいただいた後、各園からの報告をもとに保育料と同様に保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。

(5) 留意事項

補足給付事業の申請方法等については、補足給付事業を実施する園を通じてお知らせします。

なお、補足給付事業を実施するか否かは、各園が判断していますので、実施の有無は各園に御確認ください。

④ 無償化のための手続きについて

無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新1号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
新2号認定 新3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類

6 新制度に移行した私立幼稚園

新制度に移行した幼稚園とは、平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度が適用される幼稚園を言います。通われる幼稚園が新制度に移行した幼稚園か否かは、各園に御確認ください。

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定	1号認定	1号認定+新2号認定	1号認定+新3号認定
① 保育料	<u>無料</u>		
② 預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支給	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限16,300円)として支給
③ 給食材料費	幼稚園に支払い ※ ただし、下記③(1)の対象者は副食材料費の支払免除		
④ 無償化のための手続き	不要	<u>お住まいの市町村への認定申請が必要</u>	

① 保育料について

新制度に移行した幼稚園に通われる方全員の教育標準時間の保育料が無料となります。

② 預かり保育について

- (1) 対象者
 - 3～5歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照
 - 満3歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照で、かつ市民税非課税世帯の方
- (2) 対象経費
 - 預かり保育の利用料
- (3) 支給上限額
 - 3～5歳児：月あたり利用日数×450円(ただし月額上限11,300円)
 - 満3歳児：月あたり利用日数×450円(ただし月額上限16,300円)
- (4) 支給方法

各園が定める利用料をいったん園にお支払いいただいた後、各園からの報告をもとに京都市から無償化に係る給付費が保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。(給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。例：10月～12月分の利用料に係る給付費は、3月頃に振り込まれます。)
- (5) 認可外保育施設等との併用

通われている幼稚園が以下のいずれかの要件に当てはまる場合、預かり保育の支給上限額から預かり保育に係る無償化の支給額を差し引いた残りの額を上限として、併用して利用される認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

 - 通常の教育期間(夏休み等の長期休業期間以外)における平日の開園時間(教育時間と預かり保育実施時間の合計)が8時間未満
 - 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

※ 認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となるか否かは、各園に御確認ください。

※ 併用できる施設・事業：認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業

③ 給食材料費について

満3～5歳児：幼稚園に支払い

※ ただし、下記(1)の対象者は、給食材料費のうち副食材料費(おかず等の材料費)の支払免除

※ 各園にお支払いいただく金額は、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して、各園が定めます。各園の給食材料費の金額は、各園に御確認ください。

※ 給食を提供していない園もあります。

<満3～5歳児の副食材料費の支払免除制度>

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満)の世帯
- ・ 小学校3年生以下のきょうだいから数えて3人目以降

※ 免除対象者には、園を通じて京都市からお知らせを送付します。

(2) 免除方法

給食材料費のうち、副食材料費(おかず等の材料費)の園への支払いが免除されます。

④ 無償化のための手続きについて

預かり保育の無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新2号認定 新3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類



7 市立幼稚園

歳児		3～5歳児	
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	
必要な認定	1号認定	1号認定+新2号認定	
① 保育料	無料		
② 預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支払免除	
③ 無償化のための手続き	不要	京都市への認定申請が必要	

※ 市立幼稚園では給食を提供しておりませんので、給食材料費はありません。

① 保育料について

市立幼稚園に通われる方全員の教育標準時間の保育料が無料となります。

② 預かり保育について

- (1) 対象者
保育が必要な理由に該当する方 別紙参照
- (2) 対象経費
預かり保育の利用料
- (3) 支払免除上限額
月あたり利用日数×450円 (ただし月額上限11,300円)
- (4) 支払免除方法
支払免除上限額まで利用料の支払が免除されます。



③ 無償化のための手続きについて

預かり保育の無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新2号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類

8 認可外保育施設等

認可外保育施設等には、いわゆる認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)のほか、ベビーホテル、ベビーシッター、市町村から認可されていない事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業が含まれます。

歳児		3～5歳児	0～2歳児
要件		保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定		新2号認定	新3号認定
①	保育料 利用料	月額 37,000 円を 上限として支給	月額 42,000 円を 上限として支給
②	無償化のため の手続き	お住まいの市町村への認定申請・支給申請が必要	

① 保育料・利用料について

(1) 対象者

3～5歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照

0～2歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照で、かつ市民税非課税世帯の方

※ 保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用されている方は、認可外保育施設等に係る無償化の給付を受けることはできません。

(2) 対象経費

保育料・利用料

※ 保育料等に、以下に掲げる費用が含まれている場合、その部分については無償化に係る給付の対象外となります。

○ 日用品費や制服費 ○ 行事費 ○ 食材料費 ○ 通園送迎費 ○ 保護者会・PTA 会費

※ ファミリーサポート事業の送迎のみの利用の場合は、無償化の対象外となります。

(3) 支給上限額

3～5歳児：月額 37,000 円

0～2歳児：月額 42,000 円

(4) 支給方法

保護者の方は、各施設が定める保育料をいったん施設(ファミリーサポート事業の場合は、活動を行った提供会員)に支払ったうえで、施設が発行した領収書等を添付して、給付費の申請を京都市に行う必要があります。保護者の方からの申請をもとに、京都市から無償化に係る給付費が保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。(給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。例：10月～12月の保育料・利用料に係る給付費は、3月頃に振り込まれます。)

② 無償化のための手続きについて

(1) 認定申請

無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新2号認定 新3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類

(2) 支給申請（施設等利用費の申請）

支給申請に必要な申請書等は、京都市のホームページ「京都市情報館」からプリントアウトしていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐみ室に持参してください。

また、申請額の上限設定などが複雑なため、京都市では「施設等利用費申請書入力フォーム」を作成しておりますので、適宜御活用ください。

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 子育てのサポート（保育園・学童クラブなど）
⇒ 乳幼児（0～5歳） ⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 申請様式
⇒ 施設等利用費の支給申請について



URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258661.html>

※ 無償化対象施設か御確認ください

無償化の給付を受けるためには、保護者の方が新2号・新3号の認定を受けられるとともに、利用される施設が無償化対象施設である必要があります。京都市民が給付の対象となる無償化対象施設は、施設が「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を京都市に提出し、無償化対象施設の確認を受けた上で、令和3年4月1日以降は、認可外保育施設の指導監督基準を満たしている必要があります※。

利用される施設が無償化対象施設の確認を受けているか否か、また、認可外保育施設の指導監督基準を満たしているか否かについては、必ず利用される施設に御確認ください。

なお、京都市内の施設で無償化対象施設の確認を受けている施設、認可外保育施設の指導監督基準を満たしている施設は、京都市のホームページで確認することができます。

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 子育てのサポート（保育園・学童クラブなど）
⇒ 乳幼児（0～5歳） ⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 施設・事業所一覧
⇒ 幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧



URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>

また、認可外保育施設が指導監督基準を満たしているかどうかについては、年1回実施する立入調査で確認します。立入調査の結果、改善が必要な事項があった場合でも、その後改善が確認されれば、指導監督基準を満たす施設となります。

※ 京都市民の方が他都市の認可外保育施設を利用する場合でも同様ですので、施設が所在する市町村に、無償化対象施設の確認を受けているか、及び認可外保育施設の指導監督基準を満たしているかどうかを御確認ください。



9 企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業所は、国が助成決定し、指導監督しているため、制度の詳細は国(内閣府・内閣府の委託団体)もしくは利用する施設にお問合せください。

企業主導型保育事業所を御利用の方は、施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号認定)を受けることはできませんので、御注意ください。

枠		従業員枠		地域枠	
歳児		3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児
要件		保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定		—		2号認定	3号認定 ※満3歳児は2号認定
①	保育料	国が定める標準的な保育料が無料			
②	利用報告書	利用開始月中に利用報告書をお住まいの市町村に提出			
③	無償化のための手続き	施設・国に御確認ください。		2号・3号認定を受けていない場合、お住まいの市町村への認定申請が必要 上記以外の手続きは施設・国に御確認ください。	



10 障害児通所・入所施設

放課後等デイサービス以外の障害児通所・入所施設が対象となります。

障害児通所・入所施設の無償化は、保育の必要性がない場合でも対象となります。

障害児通所・入所施設と保育園や認定こども園、幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等を併用される方は、両方の施設で無償化の対象となります。（他施設を御利用の場合は、それぞれの施設の要件を満たしている必要があります。）

項目	0～2歳児	3～5歳児
利用料	<u>変更なし</u> ※ 市民税非課税世帯は、 無償化前から無料	<u>無料</u>
無償化のための 手続き	<u>不要</u>	

※ 対象の事業の支給決定を受けておられる方には、京都市から別途お知らせを送付します。

※ 実費は無償化に係る給付の対象外です。



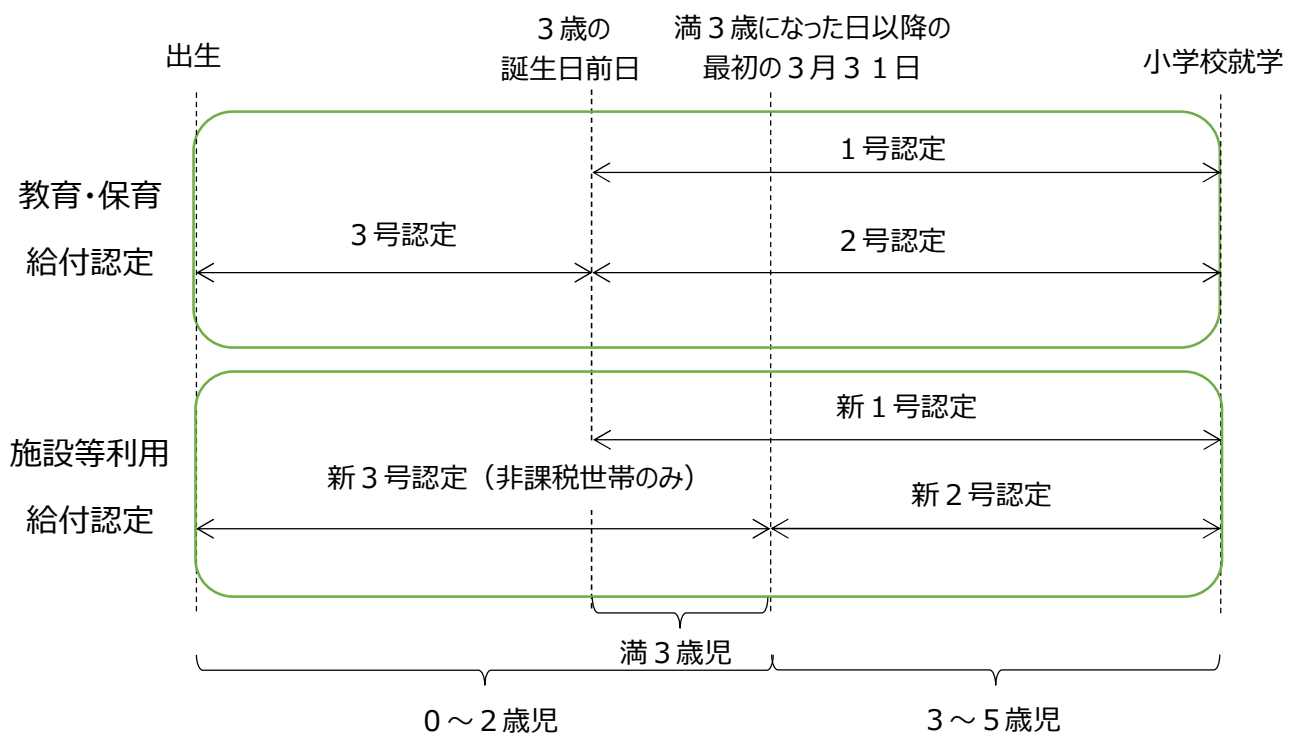
参考 「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」について

利用施設	教育・保育 給付認定	施設等利用給付認定	
		右記以外	保育が必要な理由に該当
民営保育園・市営保育所 認定こども園(保育園部分) 企業主導型保育事業所(地域枠)	2号・3号※1	—	—
新制度に移行した私立幼稚園・市立幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	1号	—	新2号・新3号※2 (預かり保育も対象)
私立幼稚園・国立幼稚園 (新制度に移行した私立幼稚園を除く)	※3	新1号 (預かり保育対象外)	新2号・新3号※2 (預かり保育も対象)
認可外保育施設等	※3	—	新2号・新3号※2

※1 2号・3号認定を受けて、保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を御利用の方は、施設等利用給付認定(新1号～新3号認定)を受けることはできません。

※2 新3号認定は、保育が必要な理由に該当、かつ市民税非課税世帯が要件となっています。

※3 保育利用申込みを行い、利用調整の結果、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)や認可外保育施設等を利用している場合で2号・3号認定を持っておられる方(企業主導型保育事業所を御利用の方は除く)のうち、要件を満たしている方は、新2号・新3号認定の「みなし認定」を受けることができます。みなし認定を受けられた方は、京都市から別途通知を送付します。みなし認定を受けられた方が施設等利用給付の支給を受けるためには、別途必要な手続きを行う必要があります。必要な手続き等の詳細については、みなし認定の通知をお送りする際に御案内します。



別紙 保育が必要な理由（新2号認定・新3号認定を受けるための事由）

預かり保育、認可外保育施設等の利用料に係る無償化の給付を受ける場合は、保護者のいずれもが、次の①から⑨の保育が必要な理由のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

認定を受けるためには、「保育が必要な理由書」と各理由に応じた下記の「添付書類」の提出が必要です。

保育が必要な理由及び基準	添付書類	認定の期間（最長）
①就労（内定を含む） 1か月48時間以上就労していること	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書様式3 ・スケジュール申告書様式4（変則勤務で、就労証明書の変則就労「主な勤務時間帯・シフト時間帯」の欄に未記載の場合のみ） 	新3号：満3歳になった日以降の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の写し又は出産証明書 	妊娠が分かったときから、出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日まで
③保護者の疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合は以下の書類 ・介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他疾病・障害の程度が分かる書類等 ・スケジュール申告書様式4（生活に制限のない方） 	新3号：満3歳になった日以降の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合は以下の書類 ・介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他介護・看護の必要性が分かる書類等 ・スケジュール申告書様式4（必須） 	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書様式4-2 ・活動内容を証明する書類（ハローワーク受付票等） 	概ね3か月
⑦就学 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・スケジュール申告書様式4（時間割でも可） 	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から、上の子どもが継続して施設等を利用していること	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書様式3 	市町村が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所、支所にお問い合わせください。 	

お問い合わせ先

<施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）に関する事>

<施設等利用費の申請に関する事>

<私立幼稚園の副食材料費の補足給付事業に関する事>

京都市幼児教育・保育無償化事務集中室

電話：075-254-7216

<市立幼稚園の無償化に関する事>

京都市教育委員会事務局 指導部 学校指導課

電話：075-222-3806

<障害児通所・入所施設の無償化に関する事>

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課

電話：075-746-7625

<教育・保育給付認定（1号・2号・3号認定）に関する事>

<保育園(所)・認定こども園の副食材料費に関する事>

<その他無償化の制度に関する事>

京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室

電話：075-251-2390

令和元年 8月 第1版

令和元年12月 第2版

令和2年12月 第3版

令和5年10月 第4版

令和6年10月 第5版

令和7年 4月 第6版



京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-2390

FAX：075-251-2950